

4月から水道料金が下記のとおりになります (保存版)

水道料金表(2カ月)

(平成18年4月1日から適用)
(消費税込、単位:円)

メーター口径		基本料金	従量料金(1逢当りの単価)								
			使用水量	1~20逢	21~40逢	41~60逢	61~80逢	81~100逢	101~200逢	201逢~	
13mm		1,890円									
20mm		2,373円									
25mm		3,150円									
40mm		5,334円									
50mm		11,130円									
75mm		23,520円									
100mm		44,730円									
150mm		121,380円									
			用途								
			一般用	メーター口径 25mm以下	基本料金に 含まれます	1逢につき 147円	1逢につき 189円	1逢につき 231円	1逢につき 252円	1逢につき 283.5円	1逢につき 315円
			一般用	メーター口径 40mm以上	1逢につき 147円						
			公衆浴場用			1逢につき	147円				
			臨時用			1逢につき	546円				

上・下水道料金早見表(2カ月メーター口径20mmの場合)

水量(逢)	水道料金(a)	下水道使用料(b)	合計(a)+(b)	水量(逢)	水道料金(a)	下水道使用料(b)	合計(a)+(b)
0~20	2,373	1,113	3,486	41	5,502	2,950	8,452
21	2,520	1,199	3,719	42	5,691	3,066	8,757
22	2,667	1,285	3,952	43	5,880	3,181	9,061
23	2,814	1,371	4,185	44	6,069	3,297	9,366
24	2,961	1,457	4,418	45	6,258	3,412	9,670
25	3,108	1,543	4,651	46	6,447	3,528	9,975
26	3,255	1,629	4,884	47	6,636	3,643	10,279
27	3,402	1,715	5,117	48	6,825	3,759	10,584
28	3,549	1,801	5,350	49	7,014	3,874	10,888
29	3,696	1,887	5,583	50	7,203	3,990	11,193
30	3,843	1,974	5,817	51	7,392	4,105	11,497
31	3,990	2,060	6,050	52	7,581	4,221	11,802
32	4,137	2,146	6,283	53	7,770	4,336	12,106
33	4,284	2,232	6,516	54	7,959	4,452	12,411
34	4,431	2,318	6,749	55	8,148	4,567	12,715
35	4,578	2,404	6,982	56	8,337	4,683	13,020
36	4,725	2,490	7,215	57	8,526	4,798	13,324
37	4,872	2,576	7,448	58	8,715	4,914	13,629
38	5,019	2,662	7,681	59	8,904	5,029	13,933
39	5,166	2,748	7,914	60	9,093	5,145	14,238
40	5,313	2,835	8,148	61	9,282	5,260	14,542

<計算例>

口径20mmで2カ月の使用水量が45逢のとき

水道料金... (a)

基本料金		2,373円
従量料金	21~40逢 147円 × 20逢 =	2,940円
	41~45逢 189円 × 5逢 =	945円
合計		6,258円

下水道使用料... (b)

基本料金		1,113円
従量料金	21~40逢 86.1円 × 20逢 =	1,722円
	41~45逢 115.5円 × 5逢 =	577.5円
合計		3,412円

合計 (a) + (b) 6,258円 + 3,412円 = 9,670円



下水道使用料は改定していません。

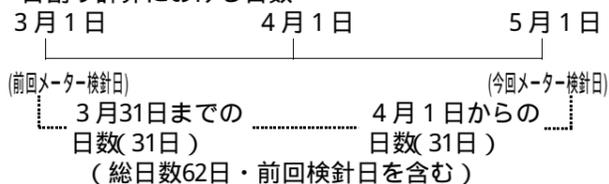
<新旧料金の切り替えは日割り計算>

新料金は4月1日から適用します。メーター検針日が4月または5月の場合、お支払いいただく料金には2月または3月に使用された分も含まれていますので、3月31日までの使用分は旧料金で、4月1日以降の使用分は新料金でそれぞれ日割りで計算します。

日割り計算の仕方

$$\text{水道料金} = 2\text{カ月の使用水量の旧料金} \times \frac{3\text{月31日までの日数}}{\text{総日数}} + 2\text{カ月の使用水量の新料金} \times \frac{4\text{月1日からの日数}}{\text{総日数}}$$

<例> 日割り計算における日数



$$\text{旧料金} \times \frac{31}{62} + \text{新料金} \times \frac{31}{62} = \text{水道料金}$$

新旧料金按分計算の場合に限り前回検針日を含みます。

水道料金のお支払は便利な口座振替で!

水道料金のお支払は、便利な口座振替・自動振込みをご利用ください。ご利用いただくと、水道料金のお支払いのために毎回金融機関やコンビニエンスストアまで出向いていただく必要がありません。また、最初の振替時にご入金をお忘れになっても、もう一度振替を行いますので安心です。

広告

水道の工事・修理は、親切・迅速・安心がモットーの
芦屋市水道工事業協同組合加入店で!!

組合員一覧

西山町・(資)神明商会 ☎22-3565 / 業平町・中央水道工務所 ☎22-3552 /
若宮町・原田商会 ☎22-0706 / 東山町・越智商会 ☎22-3708 /
大樹町・(有)大阪商会 ☎22-4446 / 上宮川町・西岡設備工業所 ☎22-9056 /
宮川町・前忠工業(株) ☎31-8548

芦屋市水道工事業協同組合(宮川町2-4)

☎22-2097 / F A X 22-5970